

地方公務員法第 5 8 条の 2 及び広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 6 条の規定に基づき、令和 7 年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 7 年度 広島市人事行政の運営等の状況

I 人事行政の運営の状況 （任命権者から報告を受けた令和 7 年度における人事行政の運営の状況を取りまとめ、その概要を公表するものです。）

1 職員の任用の状況等

(1) 部局別職員数

令和 8 年 4 月 1 日現在 (単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
職 員	6, 563	1, 358	566	6, 213	97	14, 797
再任用職員 (常勤)	99	13	17	238	3	370
再任用職員 (短時間)	151	6	21	137	—	315
会計年度任用職員 (フルタイム)	566	—	—	205	—	771

(注) 「その他」は、議長、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員及び農業委員会であり、以下同じです。

令和 7 年 4 月 1 日現在 (単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
職 員	6, 499	1, 343	562	6, 109	96	14, 609
再任用職員 (常勤)	135	20	22	313	3	493
再任用職員 (短時間)	183	6	27	173	1	390
会計年度任用職員 (フルタイム)	550	—	—	221	—	771

(2) 採用者数

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
職 員	342	44	—	437	—	823
再任用職員 (常勤)	57	9	6	91	1	164
再任用職員 (短時間)	31	1	7	18	—	57
会計年度任用職員 (フルタイム)	570	—	—	225	—	795

(注) 1 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までのものです。(以下時期等を記載していないものについて同じです。)

(注) 2 会計年度任用職員（フルタイム）の採用者数は、同一人物が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に複数回採用された場合は 1 人と集計します。

(3) 退職者数

(単位:人)

区 分		市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
定 年	職 員	—	—	—	—	—	—
定 年 以 外	職 員	239	21	13	379	4	656
	再任用職員 (常勤)	38	7	5	77	—	127
	再任用職員 (短時間)	57	1	11	55	1	125
計	職 員	239	21	13	379	4	656
	再任用職員 (常勤)	38	7	5	77	—	127
	再任用職員 (短時間)	57	—	11	55	1	124

(注) 会計年度任用職員（フルタイム）の退職者数は、(2)採用者数と同数となります。

(4) 職位別昇任者数

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	計
局長級	8	1	1	—	2	12
部長級	26	5	3	1	3	38
課長級	72	13	4	5	2	96
課長補佐級	125	22	10	11	2	170
係長級	186	28	11	13	4	242
計	417	69	29	30	13	558

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、次に掲げる2つの方法により実施しました。

(1) 職員（会計年度任用職員を除く。）

- ア 能力評価
上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談
- イ 業績評価
職員本人による目標設定 → 職員と上司の面談 → 職員本人による自己申告 → 上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

(2) 会計年度任用職員

- ア 能力評価
上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談
- イ 業績評価
上司による目標設定 → 職員と上司の面談 → 上司による評価 → 評価結果の開示・職員と上司の面談

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員給与費の状況

職員給与費（消費的経費）				1人当たり 給与額（年額）
給料	諸手当	期末・勤勉手当	計	
598億2,029万円	166億2,352万円	269億4,253万円	1,033億8,634万円	690万円

(注) 令和7年度一般会計決算見込みによるものです。会計年度任用職員（パートタイム）を除きます。

(2) 平均給与月額（給料月額、諸手当）及び平均年齢

区分	平均給与月額			平均年齢
	給料月額	諸手当	計	
行政職	334,572円	54,960円	389,532円	39.4歳

(注) 令和7年4月1日現在のもの(人事委員会勧告に基づく改定後)です。
諸手当は扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当の合計です。

(3) 勤務時間の状況

(週38時間45分)

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間
月曜日～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分	午後零時～ 午後1時

(注) 本庁舎及び区役所に勤務する場合のものです。

(4) 年次有給休暇の平均取得状況

平均取得日数	取 得 率
14.4 日	72 %

(注) 取得率は、取得日数÷付与日数により算出しています。

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業の取得状況

区 分	取 得 者 数	うち前年度からの 取 得 者	取 得 率
男 性 職 員	392人	34人	75%
女 性 職 員	977人	580人	100%
計	1,369人	614人	—

(注) 1 取得率は、令和7年度の新たな取得者数÷令和7年度中の新たな育児休業取得可能職員数により算出しています。

(注) 2 取得率は、会計年度任用職員を除きます。

(2) 自己啓発等休業の取得状況
(単位:人)

区 分	取 得 者 数	うち前年度からの 取 得 者
男 性 職 員	—	—
女 性 職 員	3	1
計	3	1

(3) 配偶者同行休業の取得状況
(単位:人)

区 分	取 得 者 数	うち前年度からの取得者
男 性 職 員	—	—
女 性 職 員	4	1
計	4	1

5 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の被処分者数
(単位:人)

区 分	休 職	免 職	計
勤務実績がよくない場合	—	1	1
心身の故障の場合	200	—	200
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	1	—	2
計	201	1	202

(注) 会計年度任用職員（パートタイム）を含みます。

(2) 懲戒処分の被処分者数
(単位:人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
被 処 分 者 数	5	3	2	5	15

(注) 会計年度任用職員（パートタイム）を含みます。

6 職員のサービスの状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないというサービスの根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、更には政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。加えて、広島市職員倫理条例では、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則等を定めています。

こうした中、令和7年度においては、サービス監理委員会の開催や全職員を対象とした公務員倫理研修の実施、更には次に掲げる通達等により、職員のサービス規律の確保に努めました。

時 期	内 容	発信者
令和7年4月1日	不祥事の根絶と綱紀粛正の徹底について	副市長
令和7年6月26日	参議院議員通常選挙における職員のサービス規律の確保について	副市長
令和7年6月26日	不祥事の根絶、職員の倫理の保持及び贈答等の虚礼廃止について	副市長
令和7年10月23日	広島県知事選挙及び広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙における職員のサービス規律の確保について	副市長
令和7年11月20日	飲酒運転の根絶、職員の倫理の保持及び贈答等の虚礼廃止について	副市長
令和8年1月28日	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における職員のサービス規律の確保について	副市長

7 職員の退職管理の状況

本市職員のうち課長級以上の職にあった者で、本市退職後2年以内に再就職した者の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の再就職状況は次のとおりです。

再就職先区分	再就職者数
本市職員（再任用）	47
本市関係公益的法人等	56
国・他自治体	1
その他民間企業（株式会社）	3
その他団体（一般財団法人・社会福祉法人等）	12
計	119

8 職員の研修の状況

研修の実績（受講者数）

（単位：人）

研修センターが実施し、又は支援する研修			職場研修	派遣研修
階層別研修	能力開発型研修	自主研修		
1, 623	3, 292	269	136, 162	967

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

ア 市職員互助会

(ア) 会員は水道局職員及び臨時職員を除く市職員であり、会員数は令和8年3月1日現在24, 126人です。

(イ) 事業内容
結婚祝金・入学祝金等の給付金支給、総合文化祭、体育行事、レクリエーション行事、健康増進事業、サークル育成、鷹野橋職員会館管理運営、会員制福利厚生事業「ベネフィット・ステーション」、生命保険等団体取扱、積立年金保険、物資販売事業及び物品貸付事業

(ウ) 掛金率及び助成金率（令和8年3月1日現在）
掛金率（会員負担） 給料月額の4. 0／1, 000
助成金率（事業主負担） 給料月額の1. 5／1, 000

(エ) 事業費は5億7, 183万円（令和7年度決算額）であり、市の助成金は1億1, 043万円です。

イ 水道局職員互助会

(ア) 会員は水道局職員であり、会員数は令和8年3月1日現在639人です。

(イ) 事業内容
結婚祝金・入学祝金等の給付金支給、体育行事、レクリエーション行事、サークル育成、生命保険等団体取扱、積立年金、物品貸付事業及び会員制福利厚生事業「ベネフィット・ステーション」

(ウ) 掛金率及び助成金率（令和8年3月1日現在）
掛金率（会員負担） 給料月額の4. 0／1, 000
助成金率（事業主負担） 給料月額の0. 9／1, 000

(エ) 事業費は1, 851万円（令和7年度決算額）であり、市の助成金は247万円です。

ウ 職員共済組合

(ア) 組合員は市立学校教員等を除く市職員であり、組合員数は令和８年３月３１日現在
１８,９７３人です。

- (イ) 事業の概要
- ① 退職者等に対する年金の給付等に関する事務
 - ② 療養の給付や育児・介護休業手当金の給付
 - ③ 組合員の臨時の支出に対する資金の貸付け

(ウ) 掛金率及び負担金率（令和８年３月１日現在）

区 分	長期給付（年金給付事業）	短期給付（保健・休業給付事業）
	標準報酬月額・標準期末手当等	標準報酬月額・標準期末手当等
掛金率 （組合員負担）	99.00／1, 000	55.01／1, 000
負担金率 （事業主負担）	140.5939／1, 000	55.98／1, 000
区 分	短期給付（介護納付金）	
	標準報酬月額・標準期末手当等	
掛金率 （組合員負担）	7.9／1, 000	
負担金率 （事業主負担）	7.9／1, 000	

(エ) 事業費（貸付事業等を含む。）は３４８億９，２６４万円（令和７年度決算額）であ
り、市の負担金は１４４億５，８３５万円です。

- (オ) 事業等見直し
- ① 短期給付の掛金率・負担金率の引下げ（R7.4～）
 - ② 長期給付の負担金率の引上げ（R7.4～）

(2) 公務災害及び通勤災害の補償の状況
(単位:件)

区 分	認 定 件 数		
	負 傷	疾 病	計
公務災害	144	2	146
通勤災害	31	—	31
計	175	2	177

(3) 措置要求及び審査請求に係る人事委員会の勧告及び指示に対する対応状況
(単位:件)

区 分	件数	対 応 状 況	
		勧告又は指示に 従ったもの	左記以外
措置要求に係 る勧告	—	—	—
審査請求に係 る指示	—	—	—

Ⅱ 人事委員会の業務の状況（人事委員会から報告を受けた令和7年度における業務の状況を公表するものです。）

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用に係る競争試験及び選考の状況
ア 採用試験（競争試験及び公募により行う選考をいいます。以下同じです。）の実施日程

区 分			申込 受付期間	第 1 次 試験日	第 1 次試験 合格発表日	第 2 次 試験日	第 2 次試験 合格発表日	第 3 次 試験日	最終合格 発表日
Ⅰ 種	(S P I 枠)	行政事務 土木 建築 電気 機械	R7. 3. 3 ～ R7. 3. 26	R7. 4. 2 ～ R7. 4. 10	R7. 4. 16	R7. 4. 23 ～ R7. 4. 30	R7. 5. 13	R7. 5. 19 ～ R7. 5. 26	R7. 6. 2
	(一 般 枠)	行政事務 土木 建築 電気 機械	R7. 4. 18 ～ R7. 5. 12	R7. 6. 15	R7. 6. 20	R7. 7. 1 ～ R7. 7. 15	R7. 7. 25	R7. 8. 1 ～ R7. 8. 20	R7. 8. 29
	社会福祉 心理 化学 農芸化学 造園 農林業 水産 薬剤師 獣医師 保健師 消防								
	保育士	R7. 9. 28				R7. 10. 3	R7. 10. 14 ～ R7. 10. 16	R7. 10. 24	R7. 11. 4 ～ R7. 11. 6
	Ⅱ 種		行政事務 土木 学校事務 消防	R7. 10. 17 ～ R7. 10. 23	R7. 10. 31		R7. 11. 10 ～ R7. 11. 20	R7. 11. 28	
			職務経験者対象 (行政事務・社会福祉・ 土木・建築・電気・機械)				R7. 10. 4 R7. 10. 5 R7. 10. 11 R7. 10. 12	R7. 11. 22 R7. 11. 23 R7. 11. 24	R7. 12. 11
			就職氷河期世代対象 (行政事務・学校事務)				R7. 10. 4 R7. 10. 5	R7. 11. 15	
障害者対象 (行政事務・学校事務)		R7. 9. 21	R7. 10. 10	R7. 10. 27 ～ R7. 10. 31	—	—	R7. 11. 14		
[追加募集] 職務経験者対象 (土木・建築・機械)			R7. 11. 19 ～ R7. 12. 8	R7. 12. 11 ～ R7. 12. 25	R8. 1. 9	R8. 1. 17	R8. 1. 26	R8. 2. 14	R8. 2. 25
技能 業務 職	食肉技術員 清掃業務員 学校業務員 下水関係業務員 調理員		R7. 12. 26 ～ R8. 1. 9	R8. 1. 25	R8. 1. 29	R8. 2. 2	—	—	R8. 2. 9
						R8. 2. 9 ～ R8. 2. 13			R8. 2. 25

(注) 障害者対象及び技能業務職については、第3次試験を実施していません。

イ 採用試験の実施結果

(単位:人)

区 分			申込者	第1次試験		第2次試験		第3次試験		最終競争 倍率(倍)
				受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	
Ⅰ種	(SPI枠)	行政事務	245	227	135	97	66	63	33	6.9
		土木	11	11	10	10	10	10	10	1.1
		建築	6	6	5	5	5	5	5	1.2
		電気	2	2	1	1	1	1	1	2.0
		機械	3	3	3	3	3	2	1	3.0
	(一般枠)	行政事務	394	301	242	230	178	168	89	3.4
		土木	19	13	10	8	7	6	6	2.2
		建築	11	8	8	8	8	6	6	1.3
		電気	10	7	6	6	5	5	5	1.4
		機械	2	0	—	—	—	—	—	—
	社会福祉	26	23	23	22	21	21	13	1.8	
	心理	17	17	13	13	11	11	7	2.4	
	化学	8	7	6	6	4	4	2	3.5	
	農芸化学	11	8	5	5	3	3	1	8.0	
	造園	7	4	3	3	3	2	1	4.0	
	農林業	6	4	3	3	3	3	3	1.3	
	水産	3	2	2	2	2	2	1	2.0	
	薬剤師	3	2	2	2	2	2	1	2.0	
	獣医師	1	1	1	1	1	1	1	1.0	
	保健師	50	46	43	43	30	30	18	2.6	
	消防	88	70	12	12	6	6	3	23.3	
	保育士	123	109	97	96	88	88	58	1.9	
	小計	1,046	871	630	576	457	439	265	3.3	
Ⅱ種	行政事務		75	65	47	45	30	29	15	4.3
	土木		4	4	3	3	3	3	3	1.3
	学校事務		61	40	19	17	12	11	6	6.7
	消防		293	256	144	135	94	92	47	5.4
	小計		433	365	213	200	139	135	71	5.1
職務経験者対象	行政事務	行政事務	154	145	66	56	33	33	27	5.5
		行政事務 (デジタル)	4	3	2	2	1	1	0	
		行政事務 小計	158	148	68	58	34	34	27	
	社会福祉		18	18	10	9	8	8	6	3.0
	土木		4	4	4	4	4	4	4	1.0
	建築		5	4	4	3	3	3	3	1.3
	電気		3	3	3	2	1	1	0	—
	機械		3	3	3	1	1	1	1	3.0
小計		191	180	92	77	51	51	41	4.4	
対象・経験者追加	土木		3	3	1	1	1	1	1	3.0
	建築		0	—	—	—	—	—	—	—
	機械		6	6	6	6	5	4	3	2.0
	小計		9	9	7	7	6	5	4	2.3
世代対象	行政事務		141	132	24	21	12	10	8	16.5
	学校事務		67	65	20	19	12	11	6	10.8
	小計		208	197	44	40	24	21	14	14.1
障害者対象	行政事務		95	72	45	—	—	44	13	5.5
	学校事務		6	6	5	—	—	5	1	6.0
	小計		101	78	50	—	—	49	14	5.6
技能業務職	食肉技術員		8	7	5	—	—	5	2	3.5
	清掃業務員		50	45	12	—	—	12	4	11.3
	学校業務員		30	22	5	—	—	4	1	22.0
	下水関係業務員		29	24	15	—	—	14	5	4.8
	調理員		90	83	12	—	—	12	5	16.6
	小計		207	181	49	—	—	47	17	10.6
合 計			2,195	1,881	1,085	900	677	747	426	4.4

(注) 1 障害者対象及び技能業務職については、第3次試験を実施していないため、第2次試験の結果を第3次試験の欄に記載しています。

(注) 2 最終競争倍率は、第1次試験の受験者数を最終合格者数で除したものです。

ウ 採用選考の実施状況

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	合 計
局長級	1	—	—	—	1
部長級	1	—	—	—	1
課長級	4	1	—	—	5
課長補佐級	4	—	1	1	6
係長級	5	—	—	1	6
係員	8	—	—	—	8
合 計	23	1	1	2	27

(2) 昇任に係る選考の状況

(単位:人)

区 分	市長	消防長	水道事業 管理者	教育委員会	その他	合計
局長級	6	—	—	1	1	8
部長級	32	4	1	—	1	38
課長級	80	6	8	1	—	95
課長補佐級	121	14	18	10	3	166
係長級	158	20	27	14	3	222
合 計	397	44	54	26	8	529

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和7年9月26日に、市議会及び市長に対し、報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 報告の概要

ア 公民較差

民間給与	本市職員の給与	較 差
398,044円	386,653円	11,391円 (2.95%)

イ 給与の改定

- (ア) 本市職員の給与が民間給与を11,391円(2.95%)下回っていることから、この較差を解消するため、給料表について、民間事業所の状況等を勘案し、本市職員の実態に応じて改定することが適当であると判断した。
- (イ) 本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合が民間における特別給の年間支給割合を0.05月分下回っており、民間における支給状況に見合うよう、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げることが適当であると判断した。

ウ その他の言及事項
公務現場における様々な課題に的確に対応するため、限られた人材・財源の下で迅速かつ効率的な行政運営を行うことが求められる中、今後も質の高い行政サービスを継続的に提供するためには、職務に対する基本姿勢や職務遂行に必要な能力等を持つ人材の確保・育成が不可欠である。また、職員一人一人が自ら能力を十分に発揮し、やりがいや自己成長を実感しながら生き生きと活躍するためには、多様で柔軟な働き方が可能な勤務環境の整備等が急務である。

- (ア) 人材の確保・育成
 - ① 人材の確保
 - ② 人材の育成
- (イ) 勤務環境の整備等
 - ① 長時間勤務の是正
 - ② 多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進
 - ③ 心身の健康の保持
 - ④ ハラスメントの防止
 - ⑤ 多様な人材が活躍できる職場づくり
- (ウ) コンプライアンスの推進

- (2) 勧告の概要
- ア 給料表又は諸手当
 - (ア) 公民較差 11,391円 (2.95%) を解消するため給料表を改定すること。
 - (イ) 期末・勤勉手当の年間支給割合を 0.05 月分引き上げること。
 - イ 改定の実施時期
 - この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。
 - ただし、期末・勤勉手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位:件)

係属件数			処理件数							翌年度への繰越し (A)－(B)
前年度からの繰越し	新規要求	計 (A)	却下	一部却下 一部否認	全部否認	一部容認	全部容認	取下げ	計 (B)	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 措置の要求とは
職員の勤務条件に関する措置の要求の制度とは、地方公務員法第 46 条の規定に基づき、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することができる制度です。

4 職員の不利益処分に関する審査請求の状況

(単位:件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越し (A)－(B)
前年度からの繰越し	新規申立て	計 (A)	却下	処分承認	処分修正	処分取消	取下げ	計 (B)	
1	—	1	—	—	—	—	1	1	—

※ 審査請求とは
職員の不利益処分に関する審査請求の制度とは、地方公務員法第 49 条の 2 の規定に基づき、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員が、人事委員会に対して、その処分の取消し等を請求することができる制度です。